

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱（平成28年10月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会が作成する印刷物、刊行物又は物品等（以下「印刷物」と総称する。）への広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載を行う印刷物)

第2条 広告掲載を行う印刷物及び広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間等は、当該印刷物の目的を妨げない限度において、印刷物ごとに募集要項等で定めるものとする。

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 会長が広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）から広告掲載料を得て、広告主が作成した版下原稿を元に印刷物に印刷する方法
- (2) 広告主等が広告を掲載した印刷物を、無償で会長に納入する方法
- (3) その他会長が必要と認める方法

(広告規格及び掲載料等)

第4条 いせはら社協だよりにおける広告の規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。
2 その他の印刷物については、その都度定める。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載を行うときは、広告主等を公募するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、発行する印刷物とする。ただし、再掲することを妨げない。

(広告掲載の申込み)

第7条 印刷物への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会広告掲載申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(広告主等の決定方法)

第8条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに申込書の内容が要綱の規定に抵触していないか確認し、問題がない場合は、広告主等を決定する。ただし、

申込者の数が募集した枠数を超えるとき又は同一の枠に複数の申込みがあったときは、抽選により広告主等を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に広告主等の決定方法を定めることができる。

(非公募による広告主等の決定)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による公募によらずに広告主等を決定することができる。

(1) 公募を行ったにもかかわらず、広告主等が決定しないとき

(2) 急施を要し公募することが困難なとき

(3) 第3条第2号に規定する方法による広告掲載について、広告主から企画の提案があったとき

(4) その他会長が必要と認めるとき

2 前項の規定により決定された広告主等の広告掲載の申込みについては、第6条の規定を準用する。

3 第1項の規定により広告主等を決定しようとするときは、広告掲載申込書の内容が要綱の規定に抵触せず、かつ、広告掲載の実現性があることを確認しなければならない。

(広告主等への通知)

第10条 会長は、第8条又は前条の規定により広告主等を決定したときは、その結果を社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告原稿等の作成及び提出)

第11条 広告の版下原稿又は広告を掲載した印刷物(以下「広告の図案等」という。)は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主等は広告の図案等を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

3 広告の図案等には広告である旨を明記するものとする。

(広告内容の修正)

第12条 会長は、前条の規定により広告の図案等の提出があったときは、その内容、デザイン等が各種法令及び要綱に抵触していないことを確認するものとする。

2 会長は、前項の場合において、広告の図案等の内容、デザイン等が各種法令及び要綱の規定に抵触し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対して内容の修正を求めなければならない。

(広告掲載料の支払い)

第13条 第10条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、会長が指定する期日までに広告掲載料金を支払わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき
- (2) 指定する期日までに広告の図案等の提出がないとき
- (3) 前条の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき
- (4) 広告主又は掲載内容等が、各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあり、前条の規定による変更をしても解消できないとき
- (5) その他印刷物への広告掲載が適切でないと認めるとき

2 会長は前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会印刷物広告掲載取消通知書(第3号様式)により広告主に通知するものとする。

3 会長は、同条第1項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの回数に応じ広告掲載料を返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

社協の広報誌

コマ数	サイズ	掲 載 料	
		非会員	特別賛助会員
1コマあたり	縦5cm×横8cm	25,000円	特別賛助会費 1口あたり 1,250円の割引

※掲載料の支払いは、掲載回毎とし、4回連続掲載の場合、4回目に10,000円を割引く。(割引率…40%)